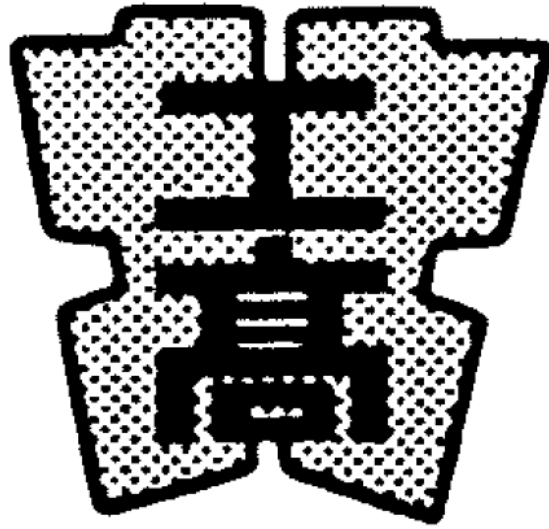


【 校 章 】



制 定 昭和38年11月

図案者 木 村 隆

由 来

地は北見の北を図案化したもので
四方の広がりを意味し地の中の
つぶしは北見の沃野をあらわす

【 校 歌 】

♩=100 明るく

作詞 宇野親美
作曲 西田直道

mf *mp*

も い わ の や ま の ふ か み - ど -

mf *mp* *f*

り た か き り そ う の よ る と - こ ろ あ

mp *f*

あ せ い し ゅ ん の ゆ め お お き わ れ

poco rit.

f

ら が ぼ こ う こ こ - に た つ な

- | | | |
|--|---|---|
| <p>三、北見の野辺に萌え出でて
花咲きにおう友垣や
見よ感激のまなざしに
北斗の星のさゆるかな</p> | <p>二、武華の流れの清き瀬に
希望の光さすところ
ただ一筋に学びたる
われらが技術に誇りあり</p> | <p>一、藻岩の山の 深みどり
高き理想のよるところ
あゝ青春の夢多き
われらが母校こゝに立つ</p> |
|--|---|---|

【第一応援歌】

作詞 山中 貞幸
作曲 平井 貞寿



せっこくちひょうに きたえたからだ どとうのあせも ふきとばし



はげしきれんまに うちかちて しりよくのとうこん かたむけし



みよどうどうの このいきを せいせいわれら せいせいわれら



きたこう きたこう おゝきーた こう

	三、	二、	一、
若い姿の炎が燃える 今ぞ栄冠握るとき 見よ………	鉄と鋼に固めた身体 辛苦の試練乗り越えて	闘いいどめよ勝利を目指し 立て友垣よ我が勇士 栄ある力ぞ命の限り 汗も涙もかれるまで 見よ………	赤黒地表に鍛えた身体 怒濤の汗も吹き飛ばし 激しき錬磨に打ち勝ち 死力の闘魂傾けし (以下二、三番も同じ) 見よ堂々のこの意気を 精鋭我等、精鋭我等 北工、北工、おゝ北工

【第二応援歌】

作詞 木村 隆
作曲 山崎 誠



つよく おおしき こうぎょうー の わかき
ちしおの わきあがる みなぎる いきーと
せいぎを こめて あ あ ひやくれんの たまーもの
ぞ ゆけ よゆけゆけとー こんの わ
が みちを

一、強く雄々しき 工業の

若き血汐の湧きあがる

みなぎる意気と正義をこめて

あ、百煉のたまものぞ

(以下二、三番同じ)

〳〵行けよ行け行け闘魂の

我が道を〳〵

二、鍛え練りし 工業の

若き闘志の燃えあがる

勝利の真理誓いをこめて

あ、灼熱のたまものぞ

〳〵行けよ………〳〵

三、試練に耐えて 工業の

若き力のもりあがる

母校の誇りと名誉をこめて

あ、精進のたまものぞ

〳〵行けよ………〳〵

【 校 訓 】

自主友愛

学校教育目標

- つねによく考え自ら学び 創造的に生きる
- 人や自然を愛し 文化を高め 豊かに生きる
- 強し人な意志と体力をつくり たくましく生きる

檄

北見工業高等学校ここに誕生す。
見よ、この萌え出ざる若き姿を。
吾等は、吾等は今ここにこの学園の歴史を築かんとしているのだ。吾等の築くこの歴史のあとに幾千の、そして幾万の後輩は続くのだ。校史のある限り、そして歴史のある限り、
立て、ともがら同輩よ、見よともがら同輩よ、吾等は建設者としてそして伝統の創始者として
この日を強く正しく生きようではないか。

【 沿革概要 】

- 昭和 37 年 4 月 道教育庁財政課長来北し，敷地候補地を視察，昭和 38 年校舎建設，昭和 39 年開校予定との道の意向出される
- 38 年 7 月 北海道釧路工業高等学校定時制主事五十嵐清
仮称北海道北見工業高等学校開校事務取扱いを命ぜられる
- 10 月 本校舎の上棟式挙行
- 11 月 北海道教育委員会規則により北海道北見工業高等学校設置を正式に公布される
置期日 昭和 38 年 11 月 1 日
所在地 北見市東相内町 602 番地
名 称 北海道北見工業高等学校
全日課程 機械科・電気科・土木科
校章制定
- 12 月 北海道北見柏陽高等学校内仮設事務所より新校舎に移転
- 39 年 1 月 北海道北見柏陽高校工業科父母会開催，北海道北見工業高等学校 P T A 設立準備委員を選出
- 3 月 入学試験を北海道北見柏陽高等学校にて実施
北海道北見柏陽高等学校産振設備を新校舎に移転
- 4 月 入校式（2・3 年），
入学式（1 年）を実施（本校製図室）
- 5 月 開校式を実施（北見会館）
- 47 年 8 月 第 54 回全国高等学校野球選手権大会出場
- 49 年 9 月 創立 10 周年記念式典挙行
- 59 年 9 月 創立 20 周年記念式典挙行
- 63 年 12 月 北海道北見工業高等学校校舎改築促進期成会発足
- 平成元年 1 月 北海道北見工業高等学校校舎改築の陳情書を北海道議会議長，同文教林務委員長，教育委員長に提出する
- 7 年 3 月 新校舎完成移転

- 4月 機械科を電子機械科に，土木科を建設科に学科
転換
- 10月 創立 30 周年新校舎落成記念式典挙行
- 14年 4月 学期制施行
- 16年 11月 創立 40 周年記念式典挙行
- 17年 2月 網走管内教育実践表彰受賞
- 23年 4月 3 学期制施行
- 26年 11月 創立 50 周年記念式典挙行
- 28年 4月 電気科 2 間口から 1 間口へ
- 令和元年 6月 校舎大規模改造（第 1 期）着工
- 12月 校舎大規模改造（第 1 期）完成
- 6年 10月 創立 60 周年記念式典挙行

【 生活心得 】

この生活心得は、北見工業高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、より充実した学校生活を送られることを願い、そのための生活規準を示したものです。

1. 学校生活の基本

- (1) 北見工業高校生として、また地域社会の一員としてのルールを守り、責任ある行動を心がけること。
- (2) 健康と安全に留意し、楽しく生き生きとした高校生活を送ること。
- (3) 生徒相互はもちろんのこと、先生方や来校者への礼儀を失せず、いつも思いやりの心を持つこと。
- (4) 学習活動や部活動には、自ら積極的に取り組むこと。
- (5) 学校には午前8時20分までに登校し、ホームルームに入室していること。
- (6) 欠席、遅刻、早退をする時は、保護者等の方から学校へ連絡または欠席連絡フォームに入力すること。、また当日電話連絡する場合は当日8:00～8:20の間に連絡すること。なお、早退をするときは事前にホームルーム担任に許可を得てから下校すること。
- (7) 校内の環境美化に努めるとともに、施設・設備を大切にすること。

2. 交通機関

- (1) 登下校においては原則として列車またはバスの公的機関を利用すること。ただし、指定された期間においては自転車通学を認める。
- (2) 列車、バスの通学においては、一般の乗客に迷惑をかけぬよう乗車マナーを守ること。
- (3) 自転車通学においては、事前に様式(1)の自転車通学届を提出し、次の事項に留意すること。
 - ア 交通法規を守り、安全運転を心掛けること。
 - イ 届を提出したときは、登録ステッカーの交付を受け、後輪泥よけの所定の位置に貼付すること。
 - ウ 通学期間は原則として4月上旬から11月下旬までの指定期間とすること。なお、状況によって期間を前後させることがある。

3. 服 装 等

- (1) 登下校時及び校内では本校指定の制服を着用すること。また、制服には変形・細工をしないこと。
- (2) 制服には、男子は指定のボタンと左襟に指定の学年・科章を、女子は左襟に指定の学年・科章をつけること。
- (3) 夏季の指定された期間には、指定された略装をすることができる。
- (4) 見学旅行・宿泊研修及び学校を代表する対外的活動時には制服を着用すること。ただし、部活動に伴う遠征時については顧問の指示に従うこと。
- (5) 装飾品などは身に付けないこと。
- (6) 頭髪は高校生らしい清楚なものとし、特別な細工はしないこと。
- (7) 登下校時における履物は通常の運動靴か革靴とし、校内での上靴は指定のものとする。

4. そ の 他

- (1) 未成年者の立ち入り禁止場所には立ち入らないこと。
- (2) 外出は午後9時までには帰宅し、外泊はしないこと。
- (3) アルバイトを希望するときは、事前に様式(2)のアルバイト届を提出するとともに、別に定めるアルバイト心得を守ること。
- (4) 自動車運転免許の取得を希望するときは、事前に様式(3)の自動車運転免許取得届を提出すること。ただし、別に定める条件を満たし得ないときは認められない。
- (5) 下宿をするときは、すみやかに下宿届（様式8）を提出すること。
- (6) 氏名（様式4）・保護者等（様式5）・保証人（様式6）及び住所（様式7）に変更が生じたときは、すみやかに所定の各様式により届を提出すること。

【 生徒会会則 】

第1章 総 則

第1条 本会は北海道北見工業高等学校生徒会と称し、本校生徒をもって組織する。

第2条 本会は会員相互の自主的な活動により、学校生活を充実し意義多きものとするとともに、よりよき校風の樹立をはかることを目的とする。

第3条 本会の議決事項は、校長の承認を得て施行する。

第2章 組 織

第4条 本会は第2条の目的達成のため、次の機関をおく。

- (1) 生徒総会
- (2) 評議委員会
- (3) 執行委員会
- (4) 予算委員会
- (5) 常任委員会
 - ア 校紀委員会
 - イ 厚生委員会
 - ウ 文化委員会
 - エ 体育委員会
- (6) 選挙管理委員会
- (7) 会計監査委員会
- (8) 外 局
 - ア 図書局
 - イ 放送局
- (9) ホームルーム
- (10) 部及び同好会

第3章 総 会

第5条 生徒総会は全会員をもって構成し、生徒会の最高議決機関とする。

- 2 生徒総会は原則として5月に開催する。
- 3 生徒総会は次の場合、臨時に開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 評議委員会が必要と認めたとき
 - (3) 会員の3分の1以上の要求があったとき

- 4 生徒総会は次の事項を審議する。
 - (1) 活動方針及び活動報告に関する事
 - (2) 予算及び決算に関する事
 - (3) 会則の改廃に関する事
 - (4) 会費に関する事
 - (5) 評議委員会及び会長が必要と認めた事項に関する事
- 5 生徒総会は会員の3分の2以上の出席により成立し、出席会員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する。
- 6 生徒総会は総会議長及び総会副議長の議長団によって議事運営する。

第4章 評議委員会

第6条 評議委員会は、各ホームルームの議長・副議長からなる評議委員をもって構成し、生徒総会に次ぐ議決機関とする。

- 2 評議委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 生徒総会に提出する議題に関する事
 - (2) 執行委員会・各委員会・各ホームルームから提案された事項に関する事
 - (3) その他、本委員会で必要と認められた事項に関する事
- 3 評議委員会の委員長は総会議長が、副委員長は総会副議長がそれぞれ兼務し議事運営にあたる。
- 4 評議委員会は次の場合に委員長が召集する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 評議委員の3分の1以上の要求があったとき
- 5 評議委員会は評議委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。
- 6 生徒会役員は評議委員会に常に出席し、関係する議案の説明と答弁にあたる。

第5章 執行委員会

第7条 執行委員会は、会長・副会長、書記長・副書記長、予算委員長・予算副委員長、執行委員、総会議長・総会副議長及び各常任委員会委員長・副委員長によって構成する。

- 2 執行委員会は、次の任務を行う。
 - (1) 生徒総会及び評議委員会で決定された事項を執行する
 - (2) 執行上必要とする規則及び議案を作成する

- (3) 生徒会の集会及び生徒会の主催する行事の運営にあたる
- (4) その他、生徒会の事務的事項等処理する
- 3 執行委員会の委員長は会長が、副委員長は副会長が兼務し、議事運営にあたる。
- 4 執行委員会は次の場合に委員長が召集する。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき
 - (2) 執行委員会員の3分の1以上の要求があったとき
- 5 執行委員会は執行委員会員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。
- 6 執行委員会は運営の効率化を図るため、会長・副会長、書記長・副書記長、予算委員長・予算副委員長、執行委員からなる執行部を設ける。

第6章 予算委員会

第8条 予算委員会は、予算委員長・副委員長・会長・副会長、及び各常任委員会委員長によって構成する。

- 2 予算委員会は、次の任務を行う。
 - (1) 予算及び決算案の作成
 - (2) 予算の執行
 - (3) その他、必要とする事項
- 3 予算委員会は予算委員長が必要と認めたとき委員長が召集する。
- 4 予算委員会は予算委員の3分の2以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議決する。ただし、可否同数の場合は委員長が決定する。

第7章 常任委員会

第9条 校紀委員会は、各ホームルームから選出された校紀委員で構成し、校紀委員長及び校紀副委員長は、委員からの互選とする。

- 2 委員会は委員長又は評議委員会及び執行委員会が必要と認めたとき委員長が召集する。
- 3 委員会は次の事項を行う。
 - (1) 校紀の秩序維持
 - (2) 執行委員会より委嘱された事項
 - (3) その他、必要とする事項
- 4 委員会の定足数及び議決については、前条第4項の規程を準用する。

第10条 厚生委員会は、各ホームルームから選出された厚生委員で構成し、厚生委員長及び厚生副委員長は、委員からの互選とする。

2 厚生委員会は委員長又は評議委員会及び執行委員会が必要と認めるとき委員長が召集する。

3 厚生委員会は次の事項を行う。

- (1) 環境衛生及び環境美化の維持
- (2) 執行委員会より委嘱された事項
- (3) その他、必要とする事項

4 委員会の定足数及び議決については、第8条第4項の規程を準用する。

第11条 文化委員会は、各ホームルームから選出された文化委員で構成し、文化委員長及び文化副委員長は、委員からの互選とする。

2 文化委員会は委員長又は評議委員会及び執行委員会が必要と認めるとき委員長が召集する。

3 文化委員会は次の事項を行う。

- (1) 文化的活動の企画運営
- (2) 執行委員会から委嘱された事項
- (3) その他、必要とする事項

4 委員会の定足数及び議決については、第8条第4項の規程を準用する。

第12条 体育委員会は、各ホームルームから選出された体育委員で構成し、体育委員長及び体育副委員長は、委員からの互選とする。

2 体育委員会は委員長又は評議委員会及び執行委員会が必要と認められたとき委員長が召集する。

3 体育委員会は次の事項を行う。

- (1) 体育的活動の企画運営
- (2) 執行委員会から委嘱された事項
- (3) その他、必要とする事項

4 委員会の定足数及び議決については、第8条第4項の規程を準用する。

第8章 選挙管理委員会

第13条 選挙管理委員会は、各ホームルームから選出された選挙管理委員で構成し、選挙管理委員長及び選挙管理副委員長は委員からの互選とする。

2 選挙管理委員会は委員長が必要と認めるとき委員長が召集する。

3 選挙管理委員会は次の事項を行う。

- (1) 生徒会長選挙の実施
 - (2) 会長選挙にともなう必要事項の検討
 - (3) その他、必要とする事項
- 4 委員会の定足数及び議決に関しては、第8条第4項の規程を準用する。

第9章 会計監査委員会

第14条 会計監査委員会は委員長及び副委員長で構成する。

- 2 会計監査委員会は委員長が必要と認めるとき委員長が召集する。
- 3 会計監査委員会は次の事項を検討する。
 - (1) 9月及び3月を原則に会計監査を行う
 - (2) 外局の局長及び部の部長・主将の立会いのもと備品監査を行う
- 4 会計監査及び備品監査の終了後には、評議委員会の承認を受け、生徒総会に報告しなければならない。

第10章 外局

第15条 各外局はその活動に関心をもつ一般応募者の局員で構成する。ただし、1学年の各ホームルームから1名を委員として選出し局員に加える。

- 2 各外局は次の任務を行う。
 - (1) 図書局は図書の利用をとおして文化の向上に努める
 - (2) 放送局は校内放送をとおして文化の向上に努める
- 3 各外局は局員の互選により局長を選出する。

第11章 ホームルーム

第16条 ホームルームは生徒会活動の基礎的集団として位置づけ、自主的活動をもとに各機関からの議決事項の実践及び各機関への提案事項の協議等を行う。

- 2 ホームルームには次の役員をおく。

議長（評議委員を兼務）1，副議長（評議委員を兼務）1，書記1，会計1，校紀委員1，厚生委員1，文化委員1，体育委員1，選挙管理委員1，図書委員（1年のみ）1，放送委員（1年のみ）1。
- 3 委員の任期は原則として4月から9月末までの前期と10月から翌年3月までの後期の二期制とする。ただし、選挙管理委員及び図書委員，放送委員は4月から翌年3月末までの一期制とする。

第12章 部及び同好会

第17条 部及び同好会は自由な意志にもとづく同好の会員と顧問で構成する。

2 原則として部及び同好会には部長もしくは主将を1名、副部長もしくは副主将を若干名選出する。

3 部及び同好会には年間活動計画書・部員名簿・予算出納簿を備えなければならない。

第18条 同好会を新設するにあたっては、次の各項を満たしたうえで、「同好会設立申請書（生徒会）」〈生徒会会則・様式(1)〉を生徒会長に提出し、評議委員会の承認を得なければならない。

(1) 発起人が5名以上いること

(2) 顧問がいること

(3) 原則として本校の校地内あるいは近隣地で活動できること

第19条 同好会を部に昇格するにあたっては、同好会として次の各項を満たしたうえでの「部昇格申請書（生徒会）」〈生徒会会則・様式(2)〉を生徒会長に提出し、評議委員会の承認を得たとき部への昇格を認める。

(1) 同好会として1年間以上活動していること

(2) 部としての対外活動ができる人数がいること

なお、その人数は団体種目においては本校から大会参加できる最低人数、個人種目及び文化系については5名以上とする

(3) 顧問がいること

(4) 原則として本校の校地内あるいは近隣地で活動できること

第20条 部及び同好会において、次のいずれかの項に該当することを評議委員会が認定したときは同好会は廃部、また、部においては同好会への降格または廃部とする。

(1) 日常的活動が行われていないこと

(2) 部としての人数に欠けていること

第21条 各部、同好会が4月末において、生徒会会則第20条の各号に抵触する場合は、翌年4月末の本校開校日までに条件を充たさなければ、生徒総会において当該同好会は廃部、部においては同好会への降格または廃部とする。

第13章 役員

第22条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 総会議長 1名
- (5) 予算委員長 1名
- (6) 校紀委員長 1名
- (7) 厚生委員長 1名
- (8) 文化委員長 1名
- (9) 体育委員長 1名
- (10) 会計監査委員長 1名
- (11) 選挙管理委員長 1名
- (12) 執行委員 若干名

2. 前項の役員には次の副委員長等をおく。

- (1) 副書記長 1名
- (2) 総会副議長 1名
- (3) 予算副委員長 1名
- (4) 校紀副委員長 1名
- (5) 厚生副委員長 1名
- (6) 文化副委員長 1名
- (7) 体育副委員長 1名
- (8) 会計監査副委員長 1名
- (9) 選挙管理副委員長 1名

第23条 役員を選出は次のとおりとし、校長が認証する。

- (1) 会長は生徒会会員の選挙による
- (2) その他の役員は会長が指名する

第24条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は生徒会を代表し生徒会活動全体を統括する。また、執行委員会の議長を行う
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する
- (3) 書記長及び副書記長は評議委員会及び生徒総会の書記を務めるとともに、会議の決定事項及び生徒会活動全般の広報を行う
- (4) 予算委員長及び副委員長は、生徒会の会計事務を行う

- (5) 各常任委員会の委員長は、各委員会を運営し委員会を代表する。また、各副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する
- (6) 会計監査委員長は、生徒会の会計及び物品の監査事務を行い、会計監査委員を代表する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する
- (7) 選挙管理委員長は、委員会を運営し委員会を代表する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する

第25条 役員の任期は、原則として10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

第14章 会 計

第26条 本会の会計は、会費及び入会金によってまかなう。

第27条 会費及び入会金の額は次のとおりとする。

- (1) 会 費 月額 700 円
- (2) 入会金 1,000 円

第28条 本会の会計は、別に定める生徒会会計規程にもとづき予算委員会が執行する。

第29条 本会の会計年度は、原則として4月より翌年3月までの1年間とする。

【 生徒会長選挙規程 】

第1条 この規程は生徒会長の選挙が公正に行われることを目的とする。

第2条 選挙管理委員会は、会長の選挙にあたって次の事項を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補の受付
- (3) ポスター用紙の配布・検印
- (4) 立会い演説会の準備・進行
- (5) 投票用紙の作成
- (6) 投票の管理
- (7) 開票
- (8) 選挙結果の公示
- (9) その他、選挙に関する必要な事項

第3条 選挙権は、全学年が有する。

第4条 選挙は原則として9月に行う。選挙の告示は投票日の10日前とし、立候補の受付期間は告示日より3日間とする。

第5条 立候補者は2名の推薦責任者を定め、「立候補届（生徒会）」〈生徒会会長選挙規程・様式(1)〉により選挙管理委員会に届けなければならない。

第6条 選挙運動の期間は、立候補受付最終日の翌日から投票日の前日までとする。

2 選挙運動に用いるポスター用紙は6枚以内とする。なお、貼付においては事前に選挙管理委員会の検印を受けなければならない。

3 選挙管理委員会の設定する立会い演説会には、立候補者と推薦責任者1名が演説することができる。

4 投票は「投票用紙（生徒会）」〈生徒会会長選挙規程・様式(2)もしくは(3)〉により行う

第7条 開票は投票日に選挙管理委員会が責任をもって行う。

第8条 当選者は有効投票数の過半数を得た高得票者とする。ただし、過半数を得た者がいない場合は、上位2名によって決選投票を行う。

第9条 立候補者が1名の場合は、信任投票とする。ただし、当選は有効投票数の過半数を満たしていなければならない。

【 運転免許取得心得 】

- 1 第3学年において、原則として次の各号をすべて満たし、所定の運転免許取得届を提出した者には、普通運転免許の取得を認める。
 - (1) 運転免許取得説明に関わる条件を、本人と保護者が必ず確認し同意していること。
 - (2) 進路が内定又は内定と同等と認められること。
 - (3) 直前の学習成績の仮評定又は評価において「1」を有しないこと。但し、卒業認定会議で卒業を認定された場合はこの限りではない。
 - (4) 教科・科目における欠席時数が1単位につき6時間以下であること。
 - (5) 第3学年において、バイク及び自動車等に関する懲戒指導を受けていないこと。
- 2 自動車学校及び教習所（以下、「自動車学校」という。）への入校は、別に定められた日以降とする。
- 3 自動車学校に入校が認められたときは、次の各号を守ること。
 - (1) 教習を受けることを目的に欠席・遅刻・早退をしないこと。検定等で欠席・遅刻・早退した場合は、事故欠として取り扱う。
 - (2) 学習成績の仮評定又は評価において「1」を有しないこと。「1」を有した場合、回復するまで通学を停止する。但し、卒業認定会議で卒業を認定された場合はこの限りではない。
 - (3) 定期考査の1週間前から自動車学校へ通学は禁止する。考査最終日の放課後から通学を許可する。
 - (4) 運転免許証取得後は、すみやかにホームルーム担任へ申し出、免許証は保護者又は学校保管とする。学校保管の免許証は卒業式後に返却する。
- 4 その他
 - (1) 免許を取得しても卒業までは自動車の運転はしないこと。
 - (2) 在学期間中は、原付及び自動二輪の運転免許の取得は認めない。

【 アルバイト心得 】

- 1 アルバイトを希望する場合は、保護者等の同意と責任のもと事前にアルバイト届を提出すること。
- 2 アルバイトを行うときは、学習や学校生活等に支障のないことを条件とすること。ただし、次の期間は禁止すること。
 - (1) 定期考査の1週間前から最終日までの期間
 - (2) 問題行動にともなう特別指導を受ける期間
 - (3) ホームルーム担任から特に禁止の指導を受けた期間
- 3 次に該当する場所及び職種は禁止する。
 - (1) 酒などを提供する店・風俗営業店，及び18才未満の立ち入り禁止となっている場所
 - (2) 重労働及び危険をともなうもの
- 4 午後8時以降の労働はせず，午後9時までには帰宅すること。
- 5 休日・祝祭日及び長期休業期間においては，1日8時間以上の労働にはならないこと。
- 6 身体に疲労感や異常を感じたときは，すみやかに中止すること。